

試用許諾契約書(AmiVoice CSE)

この試用許諾契約書は、株式会社アドバンスト・メディアが使用許諾する権利を有するソフトウェア（以下「本ソフトウェア」といいます）の試用許諾条件を定めるものです。本ソフトウェアの試用者は本契約に定める試用許諾条件に同意したものとみなされます。

第1条 定義

本契約で使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

- ① 「本ソフトウェア」とは、当社が権利を有し、お客様に試用許諾するコンピュータプログラム、エンジンモード、及び関連ドキュメント類をいいます。尚、今後当社がお客様に提供するコンピュータプログラム及びエンジンモードのアップデート、並びに関連ドキュメント類を含みます。
- ② 「エンジンモード」とは、言語モデル・音響モデル・辞書をいいます。

第2条 試用許諾

1. 本契約に基づき、当社はおお客様に対して、当社がおお客様に許諾したライセンス数の範囲内において本ソフトウェアを試用する非独占的かつ譲渡不能の権利を許諾します。
2. お客様は許諾されたライセンス数を超過して本ソフトウェアを試用することはできません。

第3条 試用期間

本ソフトウェアの試用許諾期間は、当社又は当社代理店がおお客様と合意した期間とします。

第4条 禁止事項

お客様は、本ソフトウェアに関して以下の行為を行うことは厳に禁止されています。

- ① 本契約に違反して本ソフトウェアを使用すること
- ② 本ソフトウェアの構成部分を分離して使用すること
- ③ 本ソフトウェアの変更、追加又は削除等の改変行為を行うこと
- ④ 本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイル若しくは逆アセンブル等の分析又は解析行為を行うこと
- ⑤ 本ソフトウェアの複写又は複製を行うこと
- ⑥ 本ソフトウェアの全部又は一部を第三者（お客様の子会社及び関連会社を含む）に対して再販売、再配布又は送信を行うこと
- ⑦ 本ソフトウェアの再使用許諾、貸与又は譲渡を行うこと
- ⑧ 本ソフトウェアのレンタル又はリースを行うこと
- ⑨ 本ソフトウェアを第三者に送信可能な状態でネットワーク上にアップロードすること

第5条 保証

当社は、本ソフトウェアに関していかなる保証も提供しません。

第6条 音声認識

お客様は、本ソフトウェアで使用している音声認識技術

は本質的に統計的な処理を行うものであり、音声認識を行った結果の誤認識はその処理において内在するものであることを了解しているものとします。音声認識の誤認識によりお客様に生じる不便、不都合、その他一切の影響に関して当社はいかなる責任も負わないものとします。

第7条 責任の制限

当社は、お客様が本契約に基づき許諾された本ソフトウェアの使用権を行使すること又は行使することができないことから派生して生じるお客様又は第三者の損害に関していかなる責任も負わないものとします。

第8条 契約解除

1. お客様が本契約のいずれかの条項に違反したとき、又は当社の著作権等を侵害したとき、若しくはお客様が反社勢力に該当することが判明した場合、当社は催告することなく直ちにお客様の本ソフトウェアの使用を終了させることができるものとします。また、当社はおお客様の本契約違反により被った損害をお客様に賠償請求することができるものとします。
2. その事由の如何を問わず、本ソフトウェアの使用許諾契約が終了した場合、お客様は直ちに本ソフトウェアの使用を中止するとともに、お客様のコンピュータにインストールされている本ソフトウェアを消去するものとします。また、お客様は速やかにお客様の負担で本ソフトウェアを当社に返却するか、破棄するものとします。

第9条 その他

1. 本契約に関わる紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決するものとします。
2. 本契約は日本国法に準拠するものとします。